

奈良県における取組

現状と課題(背景・要望する理由等)

- 紀伊半島のツキノワグマ個体群は、環境省レッドリストにおいて「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。また、鳥獣保護法施行規則に基づき、H6年11月から狩猟が禁止されるなど、保護の対象である。
- 奈良県では、奈良県版レッドデータブックにおいて「絶滅寸前種」に位置づけ、奈良県ツキノワグマ保護管理計画(以下「保護管理計画」という。)に基づき、保護管理重点地域(五條市、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、黒滝村、吉野町、下市町、東吉野村)を設定している。
- しかし、奈良県の南部地域においては、近年ツキノワグマの生息域が人間の生活・生産活動の場と一部で重複することから、人間とツキノワグマとの摩擦が生じている。
- 出没が増加傾向で、近年、集落周辺において年間数十件の目撃情報があり、最も心配な人身被害が東吉野村においてR3年度に1件発生しており、住民にはツキノワグマに対する恐怖心がある。県では人身被害の恐れのある場合は、保護管理計画に基づき有害捕獲(R1年度の6頭が最多)を行い、原則として学習放猟している。

※R1年度には、H27年8月に野迫川村において学習放猟した個体(1頭)が再出没し、R1年9月に有害捕獲されたため、県、市町村、猟友会等が協議の上、安楽死とした。

- 奈良県では、このような状況を重く捉え、出没が増加傾向にあるツキノワグマによる人身被害を未然防止する危機管理のあり方を検討する必要があると考えている。この検討を進めるにあたっては保護・管理の基準となる生息数の把握が重要な要素になる。生息数の推定は、環境省が、H10年度に紀伊半島のツキノワグマ個体群を対象に調査され、180頭と推定された。その後、H20年度には奈良県域を対象にした調査が同省において実施されたが、その後調査は実施されていない。

○目撃情報の推移(大台ヶ原を除く) (単位:頭)

H29	H30	R1	R2	R3	R4
28	10	59	30	19	36(8月末)

国にお願いすること

- 奈良県におけるツキノワグマの保護管理と人身被害を未然に防止する危機管理など、新たな共存のあり方の検討を進めるため、紀伊半島のツキノワグマの生息数の推定について、環境省による精度の高い広域的な調査を定期的、継続的に実施されるようお願いする。



十津川村（学習放獣）



上北山村（学習放獣）